本市の人口	（昭和50年10月1日現在）
人口総数	195，358人
男	95，119人
女	100，239人
世帯数	61，272世帯

甲府市議会だより

編集・発行　甲府市議会だより編集委員会　電話(35)7054 甲府市議会事務局
昭和50年11月1日　第27号

9月定例会日程	
19日	開会　提案理由説明
20日・21日	議案調査のため休会
22日～25日	質疑及び市政一般質問 委員会付託
26日・27日	各常任委員会
28日	休会
29日	委員長報告 決算審査特別委員会設置 付託閉会

地方財政危機で論議

9月定例会

補正予算など26件可決

刑務所移転促進で決議

九月定例市議会は、十九日から二十七日まで開かれ、冒頭地方財政の危機が叫ばれている今日、政府に対しこれを打開するための「地方財政危機打開と確立を求める意見書」の提出を決め、市長から提出された甲府市建築協定条例等三件、一般会計をはじめとする補正予算案六件、教育委員の任命等人事案件三件など計二十六件はいずれも原案のとおり異議なく可決しました。また、決算五件については委員十六名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、閉会中継続して審査することとしました。

さらに、最終日は、現在甲府刑務所移転問題が困難な状況にさしかかっているが、このことは甲府市将来の調和ある都市造りのうえにも重要な問題であるとし、市議会は全会一致をもって刑務所移転促進を決議し十一日間にわたる会期を閉じました。

一般質問は、九月二十二日から二十五日までの間三日にわたり、古屋永太郎（自民党）、土屋直（自民党）、樋口精一（社会党）、早川光圀（公明党）、石丸あきじ（共産党）、塩野褒明（市政ク）、長瀬正左衛門（市政ク）の七氏が各党派を代表し財政問題を中心に当面する市政に対し活発な質問戦を展開しました。その主な内容は次のとおりであります。

◇財　政

市税交付税の減収で財政ピンチ

問　財政危機が叫ばれてはいるが、住民要求はこれに反して増している。市税の減収や普通交付税、特別交付税にあまり期待できない以上、このことを職員に徹底させて管理的な経費はできるだけ節約し、自らを律していくことが必要であり、その中で住民サービスはより一層効率的に推進していかねばならないと思うがどうか。

また、市長はこの低成長経済のときにどういうビジョンを持っているか。

答　財政硬直化は職員にも認識してもらい、事務事業の総点検など、経常経費の節減に前向きに対処している。しかし、節減した費用は留保はするが、市民サービスの面にマイナスを来たすようなことはしない。福祉や教育が後退するようなことは避ける。

なお、本年度は出来る限り、国に対し市税、交付税の落ち込みに対する補填を働きかけていくが、単に本年度のみではなく、将来国の行財政制度を抜本的に改めるべきと考えるので努力していきたい。

これからの地方行政は、市民が行政に参加する姿勢が必要であるので、今の姿勢・政策を推進することによって都市政策が確立されるものと信じている。

問　中期市政執行方針に基づき昭和五十三年度までの根幹事業計画が策定され、その全体の事業費は三九七億円の財源を必要とする。その計画のどれが欠けても、市民生活に大きな影響があると思うが、こうした地方財政の実態の中で計画どおり実施できるか。

答　根幹事業計画は、五十三年度までの行政計画の指針として策定したものであるが、五十年度事業については一部補助金の未決定分を除きおおむね予定どおりの財源確保がされている。しかし、今日の財政実態の中にあって、根幹事業計画で示した事業の実施については、困難性もあると思われるので、国県等への財源確保の働きかけを十分行い、少なくとも現在計画されているものは、実施出来得るよう最大の努力を図っていく。

姉妹都市と特色を生かした交流

問　市長は、先にフランス・ポー市との姉妹都市締結のためにフランスを訪問した際、欧米諸国をも視察したが、今後これを市政にどのように反映していくか。

答　思想や信条を乗り越え「世界は一つ」を目標に国際親善を図り、友好を深めていくには、都市間の交流が必要であるので、それぞれの都市の特色を生かした交流をしていきたい。具体的にはぶどう栽培技術交流、小中学生の絵画などの交換、山梨大との学術交流など数限りない、財政的には大変であるが出来るだけ必要なものから取り上げて実施したい。

市政協力団体への表彰規程を検討

問　現在市の行政に協力している団体は、単位自治会を入れると六〇〇以上ある。これらの団体への補助を考慮しなければならないと思うが市長の考えはどうか、また、防犯灯など街路灯の維持費は自治会維持費の三分の一を占めている、いま市費で電気料の二カ月分を負担しているが、自治会と自治会の接点及び危険か所等の街路灯については、市費で負担すべきである。

答　自治会をはじめ市政に協力してもらい感謝している。現状の行財政の上からは協力を得ないとできないのが実態である。市民総参加の姿勢を堅持していくので今後も協力を願いたい。助成金、委託料についても年々増加させているが、精神的な面でも感謝を表わすため目下表彰規程を前向きで検討中である。

街路灯の市費負担についても財政とにらみ合せて検討させてほしい。

◇教育行政

東南部に小学校建設を

学区再編と合せ検討

問　甲府市東南部に位置する、伊勢小、湯田小、東小等は、すでに適性規模をオーバーし過密状態である。これらの解消策としての東南小（仮称）の建設計画はどうなっているか。なお、青葉町第二グラウンドを東南小（仮称）の建設地とする考えはないか。

答　伊勢小をはじめ東南部の各小学校はすでに過密状態である。この解消を図るには、東南小（仮称）の建設が必要であるので、学区の再編とも合せ用地の取得等を検討してまいりたい。

また、青葉町第二グラウンドの処分は、地域開発がそ害されないような方途で売却し、甲府商業の移築財源にあてたい。

甲商の課程で情報処理を検討

問　市立甲府商高には小学科制を要求しているというがどうか。もしそうなると、中学校の進路指導や甲府商高の卒業証書に混乱を起こす。今後の方針を聞きたい。

また、同校の学則第三条には商業科とあり、現在は運用の中で商業群と経理群でやっている。だから、この中で情報処理もできると思う。どうしても情報処理群を設けるとなれば、学則をかえねばならないが、明らかにしてほしい。

答　甲府商高は、一年生は一緒で、二年生から三学科に分ける。これは来年二月までには検討を完了しなくてはならないので、それまでに検討をする。したがって、学則の第二条（「本校は、通常の課程を置く。」）と第三条（「通常の課程は次のとおりとする。商業科」）は一緒にした中でかえるよう、内容の検討をしている。いずれにしても、学則の中に三群をうたいあげねばならないと考えている。

訪問看護の実施を早期に

問　身障者でもない寝たきり患者を抱えた家庭では、たとえ一週間でもと看護婦の派遣を切実に訴えている。これらの家族が集まって、先般その会を発足させ、在宅医療、訪問看護、訪問リハビリを一日も早く実現されるよう希望していた。

地域医療の拡充を標榜する市長は、これらの施策を医療機関の善意に任せるべきではない。したがって、当面困難な部面からでも訪問看護を実施する考えはあるか。

答　訪問看護については、かねてから対話や陳情で承知をしている。現在市内には約百二十名の在宅寝たきり患者がいるが、医療機関に特別の契約をしてもらわないと、保健婦だけの派遣ではうまくないと思うし実施はむずかしい。

したがって、医師会とできるだけ早い時期に話し合いをし、協力を得る努力をする。

身障者の雇用促進を図れ

問　九月は身障者の雇用促進月間になっている。法による身障者雇用率は、官公庁では一・七％で民間では一・三％であるが、この率を達成している公共団体や事業所は少ない。

本市には三、二〇〇名の身障者がおり、弱い立場にあるこれらの人々の社会復帰は真剣に考えねばならない。雇用促進の考えとあわせて、精薄者対策についても聞きたい。

答　身障者の雇用は推進しているが、現在のような経済情勢からすれば困難なようだ。しかし、これらの人たちには、その能力に応じた職場が必要であるので、更生相談所や職業安定所を通じて対処している。今後も身障者雇用審議会とも十分連携をとり、県にもお願いしていく。

精薄者については、県であけぼの学園の跡地に授産所を建てる考えがあるようだが、本市としてはあまり手を差し延べていない。県に頼るばかりでなく、市でも対策が講じられるよう検討してまいりたい。

公害対策で環境基本条例を制定予定

問　県下にも人体に影響大である六価クロム禍などの公害問題が発生している。これら公害に対する市の対策を聞きたい。

答　公害問題については六月の所信表明の中で、市民の生活基盤施設の整備充実と快適な生活環境をつくるための環境保全基本条例を十二月に制定したいと明らかにし、公害から市民を守る対策は十分研究している。

六価クロム問題については、県と協力して八月二十六日から三日間、市内十四の事業所で採水し、現在、甲府保険所で調べている。調査結果が出次第、それに基いて指導を強力に進めていく。また、公害防止設備には一件三百万円までの融資をしているが、今後も県とタイ・アップして公害防止に全力をあげていく。

甲府刑務所移転促進に関する決議

本市将来の理想的都市づくりを実現するためには現状の甲府刑務所を移転することが最大の要件になっております。本市議会は今日まで移転実現のため市民の理解と協力を求めて努力してきましたが、現状はきわめて困難の状況にあります。

言うまでもなく、この移転が実現できない限り本市の既成市街地と周辺地域の調和ある発展は望めないばかりか、移転を望む広範の市民の期待にそむくことにもなります。

よって甲府市議会は全市民の与望に応えるとともに本市の均衡ある都市開発実現のために、甲府刑務所移転に最大の努力を払うことを決意するものであります。

右決議する。

昭和五十年九月二十九日

甲府市議会

当面する財政危機にあたって

甲府市議会議長　山中繁芳

いま、全国の地方自治体の財政は重大な危機に直面いたしております。この原因はいろいろな見方がありますが、国の経済政策が高度成長から低成長に軌道を修正せざるを得なくなり、そのため不況とインフレが同時に進行するという経済環境の悪化を招き、税収入など歳入の伸びが鈍化する一方、福祉関係経費、公債費、需要費、人件費など義務的経費の大巾な伸びがみられ、行財政のあり方が経済の体質的な変化に順応しきれないというところに、その要因があるといえます。

本市も事務、事業の総点検を行い経費の節減をはかるとともに、歳入の確保に積極的な努力を傾注しております。市議会としても、これらの実効を見守るとともに、別記のような意見書を国に提出し、その実現を図るよう全力をあげて努力いたしておりますが、事態はまことに深刻であります。

そこで、今後は、当面の財政危機打開のため、今までよりも更に厳しい態度で重点的、かつ効率的な事業のみをとりあげていかざるを得ない実情でありますので、市民各位の深いご理解とご協力をお願いする次第であります。

地方財政危機打開と確立を求める意見書

最近の地方財政は、経済環境の急激な悪化による影響を受け未曽有の危機に直面し極めて憂慮すべき事態に立ち至っています。

本市においても、人件費の抑制、需用費など経常費節減を図り対処しているが、教育の振興、福祉の充実、生活環境などの住民要求が高まっている現在、市民生活への重大な影響が懸念されています。

よって本市議会は、地方財政危機打開と確立のため、左記事項を早急に実施されるよう強く要望します。

記

㈠　昭和五十年度の地方交付税の減収補てん措置

国税三税の収入額が当初予算計上額を下回った場合においても、地方財政計画に計上した地方交付税総額は絶対に確保するよう国の責任において完全に補てん措置を講ずること。

㈡　昭和五十年度の地方税の減収補てん措置

市町村税の減収に対しても所要の財源措置を講ずること。

㈢　地方債の充当率の引上げ等

公共事業を完全に消化するため、地方負担について地方債の充当率の引上げ等適切な財源措置を講ずるとともに、国は今後公共事業の拡大等の施策を取り上げる場合においては、地方負担を完全に解消すること。

㈣　地方超過負担の解消措置

地方超過負担の解消措置は、いまだ不十分であるので、昭和四十九年度の補正予算における解消措置の例にならい、年度途中においても実勢に即する解消措置を講ずること。

㈤　昭和五十年度の給与改定財源措置

給与改定に伴なう所要財源については、追加財源により完全に措置すること。

右地方自治法第九十九条第二項の規定に基づいて意見書を提出します。

昭和五十年九月

内閣総理大臣、大蔵大臣、自治大臣、内閣官房長官　宛

各常任委員会の審査状況

九月定例会本会議において、各常任委員会に付託された案件につき、二十六・二十七日の両日にわたり委員会を開き、審査した経過と結果は次のとおりです。

[illegible]

議案第一〇六号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については全員異議なく当局原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第一〇〇号昭和五十年度甲府市一般会計補正予算（第四号）中総務委員会所管分については、歳出第十款教育費のうち、社会教育振興のための相川市民会館、南公民館へのピアノ購入に関連して、今後これらの購入にあたっての配分は、各地区の均衡を保ち、公平を失しないような方途を講ずるとともに、これらの受け入れ施設である、市民会館、公民館の建設、整備にあたっても、地域格差の生じないよう十分配慮することを要望し、全員異議なく当局原案のとおり可決するものと決しました。

[illegible]

議案第一〇〇号昭和五十年度甲府市一般会計補正予算（第四号）中、民生委員会分については、北バイパスの路線未決定という理由で遅れている里垣地区の住居表示を指摘し、一部の路線を残し決定している以上、早急に実施するよう要請したところ、当局からは、住居表示は市街化区域の九〇％を完了しているが、残りの一〇％（里垣・池田地区）については、十二月頃にめどをつけたい、との答弁がありました。

また、ヘルパーの身分保障については、労災、失業保険の加入や交通費、被服費の支給など確立されてきてはいるが、一部退職金制度など未確立の面もあるため、早い時期に実現できるよう検討することを要望し、全員異議なく原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第一〇一号昭和五十年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）についても、全員異議なく原案のとおり可決するものと決しましたが、本案に関連して、本会議でも質問のあった保険料賦課について質したところ、当局からは、保険料賦課課四方式の比率にはそれぞれ「相当額」と規定されているので、厚生省、県当局も弾力的運用を認めている。しかし、本市の運用の割合が永続するならば、条例改正など時間をかけて慎重に検討していかねばならない問題である、との答弁がありました。

次に、議案第一〇五号昭和五十年度甲府市病院事業会計補正予算（第二号）についても、全員異議なく原案のとおり可決するものと決しました。

[illegible]

議案第九三号から議案第九八号までの六案はいずれも市道路線の認定であり、原案のとおり可決するものと決しましたが、この中で、九三号と九八号の二案は甲府二高移転に伴う条件道路であるので、県と協議のうえ補助額を明確にして早急に整備を行うよう要望いたしました。

次に議案第九九号農作物共済及び蚕繭共済の無事もどしについては原案のとおり異議なく可決するものと決しました。

次に議案第一〇七号甲府市建築協定条例制定については都市計画法に基く用途地域の中で、住居地域・商業地域等については一定の地域の住民全員の意思によりその地域の環境保全を図るため、建築基準法による基準より厳しく規制し、住民による建築基準の協定ができるようにするための条例制定であり、原案のとおり異議なく可決するものと決しました。

次に議案第一〇八号甲府市中央卸売市場附設食品卸売団地条例の一部を改正する条例制定については、団地借受人選考委員会の廃止と、新たに団地内の路上等における販売等を禁止することを定めるための条例改正でありますが、委員中より路上における販売行為の禁止は道路法、道交法または行政財産の管理権を活用すれば取締りは十分出来、条例まで制定する必要はないという意見に対し、当局は道交法等による駐停車の禁止規定等を適用して移動販売行為を取締るには団地の性格上むりな面がある。また行政財産の管理の面でもこれらの業者に対する説得力に欠けるので条例で禁止を明確にうたい、団地運営の適正化を図るとの答弁があり、委員会もこれを了承し原案のとおり可決するものと決しました。

次に議案第一〇三号昭和五十年度甲府市中央卸売市場事業会計補正予算（第一号）については、フォークリフト、代金清算業務等に対する補助金の補正であり原案のとおり異議なく可決するものと決しました。

次に議案第一〇四号昭和五十年度甲府市農業共済事業会計補正予算（第二号）については原案のとおり異議なく可決するものと決しました。

次に議案第一〇〇号昭和五十年度甲府市一般会計補正予算（第四号）中建設経済委員会分については、常習冠水地帯が多いので、これらの抜本的改修を図るために来年度以降予算の増額、組織上の再検討をすべきだとの要望と、都市計画上の道路計画については地域住民の生活上の権利にも関係するので年次計画を樹立すべきだとの要望がありましたが、当局もこれらについては検討する旨の確約があったので原案のとおり異議なく可決するものと決しました。

[illegible]

議案第九一号及び議案第九二号の二案は、交通事故の示談の締結及び損害賠償額の決定とそのための補正予算の専決処分であり、委員会では、私用車の公務使用について、水道事業の中では時間外の突発的事故の場合、やむを得ない状況はあるにしても、今後取扱いについては慎重な配慮をもって対処すること。また、職員の交通事故防止には万全を期することはいうまでもないが万一事故が発生した場合には双方の状況を適格に把握し、示談の締結、職員の処分等は適切に行うことの二点を要望し、いずれも全員異議なくこれを承認するものと決しました。

次に議案第一〇〇号昭和五十年度甲府市一般会計補正予算（第四号）中水道委員会所管分及び議案第一〇二号昭和五十年度甲府市下水道事業特別会計補正予算（第二号）の二案については、いずれも全員異議なく原案のとおり可決するものと決しました。

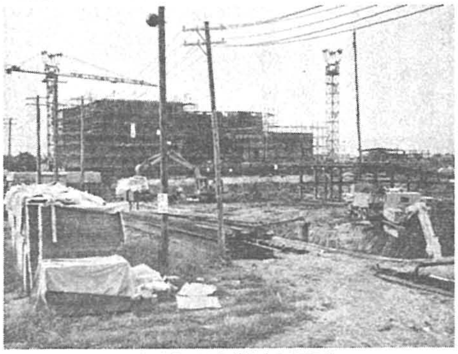

工事が進む下水道終末処理現場

刑務所移転で全員協議会開催

九月十九日本会議場において、甲府刑務所移転について議会全員協議会が開催されました。

協議会は、甲府刑務所移転促進に関する調査特別委員会（委員長小沢綱雄）から特別委員会の現在までの活動経過と当初の刑務所移転予定地の形状を一部変更し、特別委員会で作成した調整案の内容の説明があり、提示した調整案について意見を聴取するとともに全議員の理解を得て本問題を一日も早く解決したいとの要請がなされました。

この後、議員から法務省の見解や当局の対処の姿勢、今後の具体的活動方針等について質疑や意見の開陳が活発に行われましたが、本市の理想的都市づくりのために刑務所移転は不可決なものであるので、地元住民等の意向を十分踏まえて調整案に基づく甲府刑務所移転を促進することを全会一致をもって了承しました。

昭和五十年三月、六月定例会で採択された 請願・陳情の処理状況

＝経過及び結果報告＝

請　願

▽**道路舗装**（南若松町道路舗装促進会・大沢伊三郎ほか）＝通常通行する道幅（一・五メートル程度）を五十年度計画にのせ施行する。

▽**市道編入**（横根町九八一・有賀弥五郎ほか）＝河川改修と関連があるため改良計画と併せて検討中。

▽**市道編入整備**（同町・川隅民治ほか）＝現在測量準備中であり、整備は認定後順次実施する。

▽**治水に対する応急措置**（塩部四丁目第三自治会長・一ノ瀬俊雄）＝現在応急措置工事を実施しており九月中旬頃に完了する。

陳　情

▽**運動場の拡張と屋外プール建設**（能泉小中学校PTA会長・小松不二男ほか）＝荒川河川敷へ校庭拡張しプール設置するについて県と協議した結果、一切要請者の負担で行うなら検討する旨の意向に接している。学校施設整備上、その財政負担は極めてむずかしい状況である。

教育委員に樋川氏

公平委員に広瀬氏

市長から、九月二十九日の本会議に本年十月十三日をもって任期が満了する、教育委員中村宗久氏の後任に樋川秀文氏を、公平委員斉藤美佐子氏の後任に広瀬昇氏をそれぞれ選任したい旨の議案が提出され全会一致をもって同意することに決まりました。

樋川氏

広瀬氏

（樋川秀文氏の略歴）

甲府市美咲二丁目十一番四号

日本大学法学部文科卒業、山梨県立甲府第一高等学校教頭、山梨県立機山工業高等学校校長、山梨県立甲府工業高等学校校長、㈱岡島教育担当岡島スクール校長。

（広瀬　昇氏の略歴）

甲府市丸の内二丁目二一番十九号

早稲田大学文学部卒、甲府市公立小中学校PTA連合会長、山梨県PTA連絡協議会副会長、株式会社オリエンタルホテル代表取締役

また、人権擁護委員候補者として富士　平氏、山口茂由氏を法務大臣に推薦することに決りました。

決算審査特別委を構成

九月定例会に一般、特別会計決算及び企業会計決算合わせて五件が提出されました。議会は、九月二十九日の本会議でこれを審査するための特別委員会を設置して、委員十六名を次の通り決め閉会中継続審査とし、閉会中委員会を開催し、十二月定例会で報告する予定です。

委員長　長瀬正左衛門

副委員長　古屋　永太郎

委　員

内藤　幸男　清水　清富

市川　正雄　市村　輝男

塩野　褒明　河西　富夫

秋山慎次郎　土屋　直

臼井　成夫　風間　良興

原田正八郎　小林　康作

早川　光圀　三井　五郎

請　願

採択されたもの

【総務委員会】

〇視力障害者のための施策（視力障害者有志代表・岡村宏）

【民生委員会】

〇在宅医療、訪問看護、訪問リハビリ制度の実施（山梨県ねたきり患者をもつ家族会代表・酒井実）

〇公費助成（社会福祉法人善隣会理事長・窪田嘉三郎）

〇視力障害者のための施策（視力障害者有志代表・岡村宏）

〇市町村社会福祉協議会法制化並びに拡充強化（甲府市社会福祉協議会会長・内藤弥太郎）

【建設経済委員会】

〇道路の舗装（富士見町自治会長・三沢寛ほか）

〇小松田川改修（上小河原町東部自治会長・古屋次雄）

〇市道編入（上積翠寺町自治会長・保坂力夫ほか）

〇市道編入・舗装（住吉本町東部第一自治会長・五味巌ほか）

〇市道編入・舗装（徳行四丁目二の八自治会長・塩川渉ほか）

〇市道編入（上町自治会長・飯田教平）

〇市道編入（古上条町自治会長・佐久間庸三ほか）

〇道路の舗装（美咲一丁目袋自治会長・三橋三朗ほか）

〇排水路の工事実施（飯田鶴巻台西自治会長・井上銀次郎ほか）

〇市道編入（上小河原東部自治会長・古屋次雄ほか）

〇市道編入（高畑南西自治会副会長・丸茂和幸ほか）

〇視力障害者のための施策（視力障害者有志代表・岡村宏）

継続審査するもの

【総務委員会】

〇固定資産税減税（甲府民主商工会・青木松三ほか）

〇農地の固定資産税（甲府地区農業協同組合長会副会長・末木幹愛）

【民生委員会】

〇国民健康保険事業（甲府民主商工会・青木松三ほか）

【水道委員会】

〇配水管布設（善光寺町北原自治会長・佐野芳波）

陳　情

採択されたもの

【民生委員会】

〇国民健康保険加入（山梨華僑総会代表者・卓新来ほか）

【建設経済委員会】

〇五割川堤上舗装等（小曲町自治会長・久保島実ほか）

【水道委員会】

〇排水溝の改善（東京西鉄道管理局甲府機関区長・星野源次郎）

継続審査するもの

〇老人福祉事業団の設立要請（堺市南花田町四一七ノ四・黒薮静）

市町村社会福祉協議会の充実強化に関する意見書

市町村社会福祉協議会は、その地域社会において、社会福祉事業の基本理念である社会福祉への住民参加の促進及び地域社会の福祉向上をはかるという重要な役割を果たしつつあるところである。

かゝる実情を勘案するとき、地域住民の生活と社会福祉諸施策に最も緊密な関係にある市町村単位に、法人化された社会的に信頼性の高い、あるいは福祉活動専門員の設置された活動基盤の強力な社会福祉協議会を設置することが必須条件と思料するところである。

しかるに、現行社会福祉事業法においては、市町村社会福祉協議会に関する規定がなく、また、現行国庫補助制度では福祉活動専門員の設置及び設置補助もきわめて不十分であり法人化の促進、活動基盤の確立に大きな障害となっているところである。

よって政府におかれては、かゝる実情を十分御賢察賜り、社会福祉事業法を改正して市町村社会福祉協議会に関する規定を設けるとともに、福祉活動専門員の増員及び設置補助を大幅に引き上げられ、もって、市町村社会福祉協議会の充実強化をはかられるよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定に基づき、意見書を提出する。

昭和五十年九月二十九日

甲府市議会

内閣総理
大蔵
厚生
自治　大臣宛

こういうことは禁止されました

＝公職選挙法が改正＝

今回の「公職選挙法」の改正で選挙区内の人に寄付をすることは全面的に禁止されました。政治家や候補者は、選挙に関係あるなしにかゝわらず、次のようなことをすると法律違反になります。

また、有権者も、政治家や候補者などに、このような寄付を求めることはできません。この法律は十月十四日から施行されています。

〇花輪や香典・祝儀も違反です

★お中元やお歳暮を贈ること

★お祭りのときにお金を寄付したり、お酒などを届けること

★開店祝いや落成式・起工式などのときに、花輪を贈ること

★出産・入学・卒業・就職などのお祝いに、お金や品物を贈ること

★結婚式のときに、お祝いのお金や品物を贈ること

★旅行する人に、餞別を贈ること

★お葬式の際、香典や花輪・供物などを贈ること

★町内会や老人会などの集まりにお金を寄付したり、食事やお酒を届けること

★町内会などの団体旅行の際、弁当や飲物をさし入れたり、バス代などの費用を負担すること

★選挙区からの陳情者などに、食事や飲物をだしたり、おみやげなどをあげること

〇田んぼや空地の立看板も違反です